

藤沢市立本町小学校 明るい笑顔のための基本方針 (藤沢市立本町小学校いじめ防止対策基本方針)

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」または「当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるもの」をいいます。「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった児童の立場に立って、その児童が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、正当な理由なく相手を傷つけることや相手がいやな気持ちになることなどのいじめを行ってはけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

(地域との連携)

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

(児童会活動)

本校教職員は子どもたちが自ら行ういじめ防止運動を支援し、子どもとともにいじめの防止等に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう努めます。
- ・児童が自主的に行ういじめ防止に資する児童会活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図るとともに、いじめの未然防止のための授業や日常の教育活動においても機会をとらえ、児童間での共通理解が図られるように努めます。
- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくことや学級や学年等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進め、一人ひとりの児童の変化も見逃さず、見守っていくために、児童とかかわる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する次のような調査を実施します。
 - ① 児童対象学校生活アンケート調査
 - ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査 随時
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① スクールカウンセラーとの相談
 - ② 学級担任やその他の職員との相談
- ・相談・通報のあった事案は、「いじめ問題対策委員会」を通して情報共有に努めます。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせ、児童の安全を確保します。
- ・いじめに係る相談・通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、すみやかに「いじめ問題対策委員会」へ報告し、事実の有無を組織的に確認します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、「いじめ問題対策委員会」が中心となって対応方針を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導と必要な支援、その保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめの事実確認をした結果は、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に報告する等、いじめの事案に係る情報を関係保護者に共有するために必要な措置を講じます。
- ・いじめを受けた児童への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員に

よって行います。

- ・いじめを行った児童に対する指導は、その児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、学習権に十分に配慮した上で、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた児童、いじめを行った児童については、日常的に注意深く観察します。
- ・いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

いじめにつながらないように生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。地域や学校など、様々な場面を通じて実践しているいのちを大切にすることをはぐくむ教育の取り組みを進めます。

(5) 情報モラル教育の推進

インターネットを通じて行われるいじめは発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教育や研修会等、必要な啓発活動を行います。

3 「いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、児童支援担当教諭（教育相談コーディネーター）、学年代表教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、いじめ防止担当者

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実施、実施状況の検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報窓口としての対応
- ・関係する児童への事実関係の聴取、アンケート調査等、いじめに関連する情報の迅速な収集と記録
- ・いじめに係る事実確認、当該事実がいじめであるか否かの判断
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報収集、記録、共有
- ・いじめを受けた児童の保護や支援、対応方針の決定
- ・いじめを行った児童に対する指導、支援、対応方針の決定
- ・いじめを受けた児童の保護者との連携

- ・いじめを行った児童の保護者との連携
- ・いじめ事案の報告
- ・他の在校生やその保護者に対する情報提供等の取組の中核的な役割
- ・学校いじめ防止基本方針の策定、見直し

(3) 会議の開催

学期に1回開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、随時開催します。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態発生の報告

学校は、いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、直ちに教育委員会に報告します。

(2) 重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は、調査中においても、いじめを受けた児童の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた児童が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

(3) いじめを受けた児童及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめに対する取り組みを学校評価に加えます。